





<p>又は各参議院名簿届出政党等の得票総数(各参議院名簿届出政党等の得票総数にあっては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者(当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。)の得票総数を含むものをいう。第三項において同じ。)</p> <p>各公職の候補者の得票総数</p>	<p>書類(衆議院比例代表選出議員の選挙にあっては第八十一条第一項の規定による報告に関する書類、参議院比例代表選出議員の選挙にあっては同条第四項において準用する同条第一項の規定による報告に関する書類、参議院合同選挙区選挙にあっては同条第五項において準用する同条第一項の規定による報告に関する書類)</p> <p>当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙会に関するものについては中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙会に関するものについては当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、選挙分会に関するもの</p>	<p>第八項 第十條 第八條</p> <p>書類 の投票のそれぞれの総数</p> <p>賛成又は反対の投票のそれぞれの総数</p>
---	---	---

<p>若しくは第二百十條第一項の規定による訴訟が提起されなかつたこと、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判が確定したこと若しくは当該訴訟が取り下げられたことにより当選が無効となつたとき又は第二百五十一條の規定により当選が無効となつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理す</p>	<p>選挙若しくは当選</p> <p>特別区の設置については、特別区票の結果が確定するまでの間</p>	<p>第八十三條第三項</p> <p>市町村の選挙</p> <p>市町村の選挙管理委員会</p>
--	---	--

<p>選挙運動</p> <p>特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称</p> <p>選挙に関し、公職に就くべき者(衆議院比例代表選出議員の選挙にあっては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数、参議院比例代表選出議員の選挙にあっては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数若しくは公職に就くべき順位)</p>	<p>選挙運動</p> <p>特別区の設置についての賛否</p>	<p>第九十三條</p> <p>選挙運動</p> <p>投票運動</p>
---	----------------------------------	--------------------------------------

<p>選挙の公正</p> <p>選挙運動</p> <p>特別区の設置についての投票の公正</p>	<p>選挙運動</p> <p>特別区の設置についての投票</p>	<p>第九十三條</p> <p>選挙運動</p> <p>投票運動</p>
--	----------------------------------	--------------------------------------



<p>請求、第二百十條第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一條の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数個の請求</p>	<p>選挙の効力</p>	<p>、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條及び第三十四條</p>	<p>第二十九條第一項中</p>	<p>る法律（平成二十四年法律第八十号）第七條第六項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百</p>			
<p>請求</p>	<p>特別区の設置についての投票における賛否の結果</p>	<p>特別区の設置についての投票の効力</p>	<p>第二十五條第七項中「とき、又は審理員から第四十條に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「とき」と、同法第二十九條第一項中</p>	<p>第二十五條第七項中「とき、又は審理員から第四十條に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「とき」と、同法第二十九條第一項中</p>			
<p>第二十二條第四項</p>	<p>第一項及び第二項</p>	<p>第二十二條第二項</p>	<p>第二十二條第二項</p>	<p>第二十二條第二項</p>	<p>第二十二條第二項</p>	<p>第二十二條第二項</p>	<p>第二十二條第二項</p>
<p>選挙運動者</p>	<p>投票運動者</p>	<p>選挙運動者</p>	<p>選挙運動者</p>	<p>選挙運動者</p>	<p>選挙運動者</p>	<p>選挙運動者</p>	<p>選挙運動者</p>
<p>投票運動者</p>	<p>投票運動者</p>	<p>投票運動者</p>	<p>投票運動者</p>	<p>投票運動者</p>	<p>投票運動者</p>	<p>投票運動者</p>	<p>投票運動者</p>



項一第条六十五第		条五十四第		項四第条一十四第	
当該選挙の公職の候補者一人の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項	選挙の期日の前日	選挙の期日の公示又は	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間(当該選挙に用いなかつた投票用紙にあつては、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める期間)	書類(当該選挙	公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して
賛否	当該期日の前日	特別区の設定について投票の期日	特別区の設定について投票の結果が確定するまでの間	書類(特別区の設定について投票	果が確定するまでの間賛否又は
五の条九十五第		項五第条六十五第		項四第条六十五第	
当該選挙の公職の候補者一人の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第八十六条	選挙の期日の公示又は	選挙の期日の公示又は	公職の候補者の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称)	公職の候補者一人の氏名	当該選挙の公職の候補者一人の氏名
賛否	特別区の設定について投票の期日	賛否	賛否	賛否	賛否
六第		項五第条七十六第		項一第条七十六第	
市町村又は都道府県	当該選挙	当該選挙	当該選挙	当該選挙	公職の候補者一人の氏名
市町村	指定都市の議会の議員及び市長	市町村の議会の議員及び市長	指定都市の議会の議員及び市長	指定都市の議会の議員及び市長	賛否
十七第		項一第二の条十七第		条八十	
同一の公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)、同一	は	並びに公職の候補者の届出に係る者については当該公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者の属する政党その他の政治団体の名称、候補者届出政党の届出に係る者については当該候補者届出政党の名称、衆議院名簿届出政党等の届出に係る者については当該衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参議院名簿届出政党等の届出に係る者については当該参議院名簿届出政党等の名称及び略称、市町村の選挙管理委員会の選任に係る者について	並びに	法第六十二条第二項若しくは第四項の規定により開票立会人が定まつた場合は同条第八項若しくは第九項	第六十六条若しくは前条第五項、第三項若しくは第五項
賛成又は反対のそれぞれ	の投票数	並びに	並びに	法第六十二条第二項若しくは第四項の規定により開票立会人が定まつた場合は同条第八項若しくは第九項	第六十六条若しくは前条第二項若しくは前条第五項

<p>条四十八第</p> <p>法第八十条又は第八十一条第二項若しくは第三項(同条第二項及び第三項の規定を同条第四項において準用する場合を含む。)</p>	<p>項一第条七十七第</p> <p>選挙長又は選挙分会長</p>	<p>条三十七第</p> <p>各公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票数(各参議院名簿届出政党等の得票数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿届出政党等の得票数を含む。)</p>	<p>条二</p> <p>の衆議院名簿届出政党等又は同一の参議院名簿届出政党等の得票数(参議院名簿届出政党等の得票数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿届出政党等の得票数を含む。)</p> <p>賛成又は反対の投票数</p>
---	-----------------------------------	---	---

<p>九十二百第</p> <p>「公職選挙法</p>	<p>号各項一第条九十二百第</p> <p>選挙運動</p>	<p>項一第条六十八第</p> <p>選挙会場又は選挙分会場</p> <p>当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)</p>	<p>各公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票数(各参議院名簿届出政党等の得票数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿届出政党等の得票数を含む。)</p> <p>賛成又は反対の投票総数</p>
----------------------------	--------------------------------	---	---

<p>項二第条一十三百第</p> <p>選挙人名簿又は第二十三条の十六において準用する第十九条第一項若しくは第二項の規定による移</p>	<p>再選挙</p> <p>当該再選挙</p>	<p>項一第条一十三百第</p> <p>選挙の一部が無効となつたことにより法第九十条又は第九十一条の規定により再選挙が行われるべき</p>	<p>項二第八の条</p> <p>当該選挙に関する事務を管理する(公職選挙法)</p> <p>市町村の選挙法</p> <p>二十四年法律第八十号第七十六条において準用する公職選挙法</p>
--	-------------------------	---	--

<p>3</p> <p>第一項の再投票については、前項に定めるもののほか、法第七十六条において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定及び第四条から前条までの規定並びに公職選挙法第七十二条、第八十条第三項及び第二百七十一条の二並びに公職選挙法施行令第三百三十条(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第三百三十一条第一項前段、同条第二項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、及び第三項並びに第三百三十二条の十(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)</p>	<p>2</p> <p>前項の再投票の期日は、少なくともその二十日前に告示しなければならない。</p>	<p>第九条 (再投票)</p> <p>法第七条第一項の規定による投票が同条第六項において準用する公職選挙法第二百二条、第二百三条、第二百六条又は第二百七条の規定による異議の申出、審査の申立て又は訴訟の結果その全部又は一部が無効となつた場合においては、関係市町村の選挙管理委員会に、当該異議の申出若しくは審査の申立てに対する決定若しくは裁決が確定した日又は当該訴訟につき同法第二百二十条第一項後段の規定による通知を受けた日から四十日以内に再投票に付さなければならぬ。</p>	<p>条五十四百第</p> <p>選挙人名簿、在外選挙人名簿、投票録、開票録、選挙録、当選証書</p> <p>投票録、開票録、選挙録</p>
---	---	---	--



第六百八十八條第一項		<p>るのは「選挙長」と、「各公職の候補者、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票数」とあるのは「賛成又は反対のそれぞれ得票数」と読み替えるものとする。（特別区設置協定書についての議会の承認があった旨の通知）</p> <p><b>第十条</b> 関係道府県の知事は、当該関係道府県の議会が特別区設置協定書を承認し、かつ、全ての関係市町村の長から法第六条第二項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。（関係市町村の議会の議員の意見を掲載した公報の発行手続等）</p> <p><b>第十一条</b> 公職選挙法第六十八条第一項、第六十九条第三項、第六項及び第七項、第七十条第一項本文及び第二項、第七十一条、第七十二条並びに第二百六十四条第三項の規定は、法第七条第三項の規定により配布する公報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる公職選挙法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>その掲載文（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選出議員の選挙にあっては、その掲載文及び写真。次条第一項において同じ。）</p> <p>当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあっては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日）</p>	<p>衆議院（小選挙区選出議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等</p> <p>大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七條第三項の規定により市町村の議会の議員が同項の規定により配布する公報（以下単に「公報」という。）に意見</p> <p>その掲載文</p>	

第六百九十三條第三項		<p>選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）</p> <p>申請しなれば</p> <p>都道府県</p> <p>申請又は前二項の掲載文の写しの送付</p> <p>掲載文又はその写し</p> <p>選挙公報</p> <p>衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあっては当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数、参議院（比例代表選出）議員の選挙に</p>	<p>あつては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日）</p> <p>選挙に関する法律施行令第三条第五項の規定による告示（同令第九條第一項の規定による再投票（投票の一部無効による再投票を除く。）にあつては、同条第二項の規定による告示）があつた日から二日間</p> <p>市町村の選挙管理委員会</p> <p>市町村</p> <p>申出をしなれば</p> <p>市町村</p> <p>申出</p> <p>二人以上の当該市町村の議会の議員が共同で表明する意見については、当該意見</p>
------------	--	--	--

第六百九十六條第七項		<p>あつては参議院名簿登載者</p> <p>総務省令で</p> <p>衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員若しくは都道府県知事の選挙について一の用紙に二人以上の公職の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合、衆議院（比例代表選出）議員の選挙について一の用紙に二以上の衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載する場合又は参議院（比例代表選出）議員の選挙について一の用紙に二以上の参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等</p> <p>、都道府県</p> <p>前条第一項の申請</p>	<p>当該市町村の選挙管理委員会</p> <p>一の用紙に二以上の意見</p> <p>市町村の議会の議員又は</p> <p>、市町村</p> <p>前条第一項の申請</p>
------------	--	--	--

第七百七十一條第一項		<p>選挙公報</p> <p>選挙の</p> <p>選挙公報</p> <p>公報</p> <p>投票の</p>	<p>選挙公報</p> <p>都道府県</p> <p>市町村の選挙管理委員会</p> <p>市町村</p> <p>当該選挙</p> <p>大都市地域における特別区の設置に関する法律第七條第一項の投票（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第九條第一項の規定による再投票（投票の一部無効による再投票を除く。）を行う場合にあつては、当該再投票の</p>
------------	--	---	---



された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(事務の引継ぎ)

第二十一条 特別区の設置があつた場合において、旧所属市町村の長であつた者及び関係道府県の知事は、当該特別区の設置の日から二十日以内に、その担任する事務を、第十九条の規定により当該事務を承継した特別区の区長若しくは職務執行者又は同条の規定により事務を承継した道府県の知事に引き継がなければならない。

2 前項の場合において、特別の事情によりその担任する事務を特別区の区長若しくは職務執行者又は当該特別区を包括する道府県の知事に引き継ぐことができないときは、これを地方自治法第五十二条の規定により当該特別区の区長若しくは職務執行者又は当該道府県の知事の職務を代理すべき職員(以下この項において「職務を代理すべき職員」という。)に引き継がなければならない。この場合においては、当該事務を引き継いだ職務を代理すべき職員は、当該特別区の区長若しくは職務執行者又は当該道府県の知事に当該事務を引き継ぐことができるようになつたときは、直ちにこれを当該特別区の区長若しくは職務執行者又は当該道府県の知事に引き継がなければならない。

3 前二項の規定により旧所属市町村の長であつた者及び関係道府県の知事の担任する事務の引継ぎを受けた職務執行者は、当該特別区の区長が選挙されたときは、直ちにこれを当該特別区の区長に引き継がなければならない。

第二十二條 前条第一項及び第二項の規定による事務の引継ぎの場合においては、旧所属市町村の長であつた者又は関係道府県の知事は、書類、帳簿及び財産目録を調製し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。

2 前項の規定により調製すべき書類、帳簿及び財産の目録は、現に調製してある目録又は台帳により引継ぎをする時の現況を確認することができる場合においては、その目録又は台帳をもつて代えることができる。

(特別区が新たに設置された場合の人口の告示)  
第二十三條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十六条第一項(第二号を除く。)

及び第七十七条第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定は、特別区の設置があつた場合について準用する。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の特例)

第二十四條 特別区の設置があつた場合における地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百一十一号)第十九条第一項及び第二十一條第一項の規定の適用については、同令第十九條第一項中「地方自治法施行令第一条の二」とあるのは「大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十二号)第十三条」と、同令第二十一條第一項中「市町村に係るもの」とあるのは「特別区に係るもの」としては当該特別区の教育委員会に、当該特別区を包括する道府県に係るものについては当該道府県の教育委員会に、二十日以内」とする。

(特別区を包括する道府県における特別区の設置への準用)

第二十五條 第十三條第一項、第十四條、第十五條、第十六條第一項及び第三項並びに第十七條から前条までの規定は、法第十三條第一項の規定による特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による二以上の特別区の設置について準用する。この場合において、第十三條第一項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村(法第十三條第一項において読み替えて準用する法第十四條第一項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。)」と、第十七條第二項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第十八條中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県(法第十三條第一項において読み替えて準用する法第十四條第一項に規定する特定道府県をいう。以下同じ。)」と、第十九條、第二十一條第一項及び第三項並びに第二十二條第一項中「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と、第二十三條中「第三号」とあるのは「第一号、第三号」と読み替えるものとする。

2 第十三條第一項、第十四條、第十五條、第十六條第一項及び第三項並びに第十七條から前条までの規定は、法第十三條第二項における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による一の特別区の設置について準用する。この場合において、第十三條第一項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村(法第十三條第二項において読み替えて準用する法第十四條第二項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。)」と、第十七條第二項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第十八條中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県(法第十三條第二項において読み替えて準用する法第十四條第二項に規定する特定道府県をいう。以下同じ。)」と、第十九條、第二十一條第一項及び第三項並びに第二十二條第一項中「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と、第二十三條中「第三号」とあるのは「第一号、第三号」と読み替えるものとする。

2 第十三條第一項、第十四條、第十五條、第十六條第一項及び第三項並びに第十七條から前条までの規定は、法第十三條第二項における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による一の特別区の設置について準用する。この場合において、第十三條第一項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村(法第十三條第二項において読み替えて準用する法第十四條第二項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。)」と、第十七條第二項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第十八條中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県(法第十三條第二項において読み替えて準用する法第十四條第二項に規定する特定道府県をいう。以下同じ。)」と、第十九條、第二十一條第一項及び第三項並びに第二十二條第一項中「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と、第二十三條中「第三号」とあるのは「第一号、第三号」と読み替えるものとする。

の特別区の設置について準用する。この場合において、第十三條第一項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村(法第十三條第二項において読み替えて準用する法第十四條第一項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。)」と、第十七條第二項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第十八條中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県(法第十三條第二項において読み替えて準用する法第十四條第一項に規定する特定道府県をいう。以下同じ。)」と、第十九條、第二十一條第一項及び第三項並びに第二十二條第一項中「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と、第二十三條中「第三号」とあるのは「第一号、第三号」と読み替えるものとする。

附則

この政令は、法(第四条から第六条までの規定を除く。)の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行する。

附則

(平成二五年五月三十一日政令第一五九号)抄  
この政令は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則

(平成二七年一月三〇日政令第三〇号)抄  
この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二八年四月一日)から施行する。

附則

(平成二七年二月四日政令第三八号)抄  
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則

(平成二七年一〇月三〇日政令第三三七号)抄  
この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則

(平成二七年一一月二六日政令第三九二号)抄  
この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二八年四月一日)から施行する。

(経過措置の原則)  
第二條 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六條 第十七條の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第六條及び第八條の規定は、施行日以後にその期日を告示される大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成二十四年法律第八十号)第七條第一項の規定による投票(以下この条において「特別区の設置についての投票」という。)に係る不服申立てについて適用し、施行日前にその期日を告示された特別区の設置についての投票に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附則 (平成二八年五月二七日政令第二二七号)抄  
この政令は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

附則

(平成二九年四月七日政令第一三一号)抄  
この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成二八年法律第二十五号)及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成二八年法律第九十三号)の施行の日(平成二九年四月十日)から施行する。

附則

(平成二九年七月一四日政令第一九〇号)抄  
この政令は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成二八年法律第四十九号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附則

(適用区分)  
第二條 新令の規定(新令第二條第一項、別表第三及び別表第五の規定を除く。)、次条の規定による改正後の地方自治法施行令(昭和二十二年政令

第二條

新令の規定(新令第二條第一項、別表第三及び別表第五の規定を除く。)、次条の規定による改正後の地方自治法施行令(昭和二十二年政令

新令の規定(新令第二條第一項、別表第三及び別表第五の規定を除く。)、次条の規定による改正後の地方自治法施行令(昭和二十二年政令

第十六号)の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十一号)第十一号の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九号及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)第二十一条第一項及び第二十二号の規定、附則第七条の規定による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第三十五号)の規定並びに附則第八条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十二号)第七条第一項及び第八条の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

**附則 (平成三〇年三月三〇日政令第九二号) 抄**

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

3 第五条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第二十条第五項の規定は、施行日以後に大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第二十条第二項の規定による決算の認定に関する議案が否決される場合について適用する。

**附則 (平成三〇年一〇月二四日政令第二九九号) 抄**

(施行期日)

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**附則 (令和元年五月三十一日政令第一五号) 抄**

(施行期日)

第一条 この政令は、令和元年六月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定、次条の規定による改正後の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判

所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)第十二号第一項及び第二十五条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第二十一条第二項及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)第十九条から第二十二号までの規定並びに附則第七条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十二号)第五条から第八条までの規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、この政令の施行の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

**附則 (令和元年二月一三日政令第一八三号) 抄**

(施行期日)

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

**附則 (令和五年二月一〇日政令第三三三号) 抄**

(施行期日)

第一条 この政令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年二月十七日)から施行する。